

よくある質問 Q&A

	質問	回答
1	外国籍の役員の場合は、身分証明書に代わる書類として、どのような書類を提出する必要があるのか。	<p>・日本在住の外国人の場合には、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」ことを本人が誓約する書面と、住所地の区市町村が発行する住民票(国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもので発行日から3か月以内のもの)を提出する必要があります。</p> <p>・外国在住の外国人の場合には、パスポートの写し等と「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」ことを本人が誓約する書面又は身分証明書と同一の内容を記載してもらった証明書(日本語も添付)を提出する必要があります。</p> <p>・または、日本の公証役場において、当該事項を記載した書類に公証人の宣誓認証を受けた書類や、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類(例えば、公証役場または在日大使館・領事館において認証を受けた宣誓供述書(Affidavit))、でも可です。</p>
2	登録業者の相続人や吸収合併した法人は、登録を承継できるのか。	<p>個人で地方整備局長等の登録を受けた者の相続人等や、法人で地方整備局長等の登録を受けた者が他の法人と合併するために解散し、新たに設立又は吸収合併した法人が引き続き住宅宿泊管理業を営むためには、変更届出による変更は認められず、新たに登録の申請を行う必要があります。</p> <p>なお、この場合において新たに登録の申請を行う場合には、新たに登録免許税の納付を行う必要はありません(ただし、法人において合併前(予定)の申請は除く)。</p>
3	相続人や吸収合併法人の場合、登録免許税は課されるのか。	<p>個人で地方整備局長等の登録を受けた者の相続人が引き続き住宅宿泊管理業を営むために登録を受ける場合、及び法人で地方整備局長等の登録を受けた者が他の法人と合併するために解散し、新たに設立又は吸収合併した法人が引き続き住宅宿泊管理業を営むため地方整備局長等の登録を受ける場合には、登録免許税が課されません(ただし、法人において合併前(予定)の申請は除く)。</p>
4	登録要件の1つである「管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制」における、「住宅の取引又は管理に関する2年以上の事業(職務)経歴」とはなにか。	<p>住宅の取引又は管理に関する契約に係る依頼者との調整、契約に関する事項の説明、当該事項を記載した書面の作成及び交付といった、契約業務の一連業務を反復的に2年以上行ってきたことをいいます。</p>